

木更津市DX推進ネットワーク本部設置要綱

(設置)

第1条 情報通信技術（以下「ICT」という。）の積極的な利活用による豊かな暮らしの実現をめざし、地域の多様な主体が一体となり、本市のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進する体制の構築に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、木更津市DX推進ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク本部は、次の各号に掲げる事項について協議し、推進する。

- (1) DX推進に関すること。
- (2) 木更津市DX推進計画に定める施策の進捗状況の評価及び進行管理に関すること。
- (3) DX推進における多様な主体による連携体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 ネットワーク本部は、地域を代表する市民、団体及び事業者、学識経験者、ICT分野の専門家等のうち、市長が必要と認める者10名以内の本部委員で組織する。

(任期)

第4条 本部委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、本部委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部委員の責務)

第5条 本部委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本部委員の職を退いた後も、同様とする。

(本部長及び副本部長)

第6条 ネットワーク本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長及び副本部長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 本部長は、会務を総理し、ネットワーク本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ネットワーク本部の会議)

第7条 ネットワーク本部の会議は、本部長が招集し、ネットワーク本部の会議の議長となる。ただし、本部長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 ネットワーク本部の会議は、公開とする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、ネットワーク本部の会議に本部委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会)

第8条 ネットワーク本部は、第2条に規定する事項について、本部長からの依頼により調査、研究及び検討をするため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、本部委員又はICTの優れた見識を有する者のうちから本部長が指名する者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、本部長が委員のうちから指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議事の経過及び結果をネットワーク本部に報告する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(下部組織)

第9条 ネットワーク本部は、下部組織として、DX推進に関する特定の事項や分野に応じた調査、研究及び検討を行う専門部会及びワーキンググループ（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 部会等は、本部委員又はICTの優れた見識を有する者のうちから本部長が指名する者（以下「会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会等に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、本部長が会員のうちから指名する。
- 5 会長は、部会等を招集し、議事の経過及び結果をネットワーク本部に報告する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第10条 ネットワーク本部、委員会及び部会等の事務を処理するため、事務局を市長公室経営改革課に置く。

- 2 ネットワーク本部、委員会及び部会等の庶務は、市長公室経営改革課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク本部の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(木更津市地域情報化推進本部設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 木更津市地域情報化推進本部設置要綱（平成14年木更津市告示第137号）

(2) 木更津市地域情報化推進委員会設置要綱（令和元年木更津市告示第162号）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。